

うちのかたへ

出席停止について



寒くなってくると、インフルエンザなどの感染症がはやり始めます。

4月にも配付しましたが、出席停止について確認をお願いします。

《学校伝染病について》

次の表にある病気にかかったときは、かかった子どもが重症にならないように、また他の子どもにうつらないように、学校を休ませなければなりません。この間は「出席停止」という扱いになります。この扱いは医師の診断を受けて学校長が指示するものです。よって連絡を受けた日から出席停止の扱いになります。医師の許可が出るまでは、ご家庭でしっかり療養してください。

また、登校されるときには、医師の診察を受けて、もう登校してもよいという「治癒証明書」(学校でお渡しします)を必ず持って登校してください。

なお、治癒証明書は倉敷市連合医師会との申し合わせにより、文書料として500円必要です。

学校において、予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

(学校保健安全法施行規則第18条)

種別	病名
第1種	エボラ出血熱，クラミア・コンゴ出血熱，重症急性呼吸器症候群，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，中東呼吸器症候群，特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ，百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	腸管出血性大腸菌感染症，コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎

※これらの病気にかかった時は、必ず学校に連絡してください。また、疑わしいときには登校を避けて医師の診察を受けてください。